

令和6年11月

# 追加議案の概要

(第11号～第17号)

香川県政策部予算課

## 令和6年11月県議会定例会追加議案一覧

### 第11号 令和6年度香川県一般会計補正予算議案

○ 歳入歳出予算	別表1のとおり			
○ 繰越明許費	別表2のとおり			
○ 債務負担行為	別表3のとおり			
○ 地方債の補正				
	既 定		補 正 後	補 正 額
限 度 額	38,572,000 千円	→	45,231,000 千円	6,659,000 千円

### 第12号 令和6年度香川県流域下水道事業会計補正予算議案

○ 歳入歳出予算	別表1のとおり			
○ 企業債の補正				
	既 定		補 正 後	補 正 額
限 度 額	297,400 千円	→	323,100 千円	25,700 千円

第13号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

- 本年度の民間給与との較差等を踏まえた人事委員会勧告の趣旨等に基づき、給料表及び期末・勤勉手当の改定等を行うもの。

(主な改正内容)

① 給料月額改定(令和6年4月から適用)

- ・ 若年層に重点を置いて給料表の引上げ改定を行う。

② 期末・勤勉手当の改定(令和6年12月から適用)

- ・ 年間支給月数について、0.10月分引き上げ、期末・勤勉手当の支給割合を4.60月(現行4.50月)とする。
- ・ 期末手当

【特定管理職員に係る期末手当】

区 分	6月	12月	計
現 行	102.5/100	102.5/100	205/100
令和6年度	102.5/100	<u>107.5/100</u>	<u>210/100</u>
令和7年度以降	<u>105/100</u>	<u>105/100</u>	<u>210/100</u>

【上記以外の職員に係る期末手当】

区 分	6月	12月	計
現 行	122.5/100	122.5/100	245/100
令和6年度	122.5/100	<u>127.5/100</u>	<u>250/100</u>
令和7年度以降	<u>125/100</u>	<u>125/100</u>	<u>250/100</u>

- ・ 勤勉手当

【特定管理職員に係る勤勉手当】

区 分	6 月	1 2 月	計
現 行	122.5/100	122.5/100	245/100
令和 6 年度	122.5/100	<u>127.5/100</u>	<u>250/100</u>
令和 7 年度以降	<u>125/100</u>	<u>125/100</u>	<u>250/100</u>

【上記以外の職員に係る勤勉手当】

区 分	6 月	1 2 月	計
現 行	102.5/100	102.5/100	205/100
令和 6 年度	102.5/100	<u>107.5/100</u>	<u>210/100</u>
令和 7 年度以降	<u>105/100</u>	<u>105/100</u>	<u>210/100</u>

※下線部が改定箇所

③ その他の改正

- ・ フレックスタイム制度を新設する。
- ・ 自宅等で一定期間以上継続して1箇月あたり10日を超えて勤務する職員に対して支給する在宅勤務等手当を新設する。
- ・ 小学校就学の始期から小学3年生までの子を養育するための子育て部分休暇を新設する。
- ・ 配偶者の扶養手当を廃止し、子に係る支給月額を1人につき13,000円（現行10,000円）とする。

○ 施行期日 規則で定める日、令和7年4月1日

第14号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

- 本年度の民間給与との較差等を踏まえた人事委員会勧告の趣旨等に基づき、給料表及び期末・勤勉手当の改定等を行うもの。

(主な改正内容)

- ① 給料月額の変定 (令和6年4月から適用)
- ・ 若年層に重点を置いて給料表の引上げ改定を行う。
- ② 期末・勤勉手当の変定 (令和6年12月から適用)
- ・ 年間支給月数について、0.10月分引き上げ、期末・勤勉手当の支給割合を4.60月 (現行4.50月) とする。

【期末手当】

区分	6月	12月	計
現行	122.5/100	122.5/100	245/100
令和6年度	122.5/100	<u>127.5/100</u>	<u>250/100</u>
令和7年度以降	<u>125/100</u>	<u>125/100</u>	<u>250/100</u>

【勤勉手当】

区分	6月	12月	計
現行	102.5/100	102.5/100	205/100
令和6年度	102.5/100	<u>107.5/100</u>	<u>210/100</u>
令和7年度以降	<u>105/100</u>	<u>105/100</u>	<u>210/100</u>

※下線部が改定箇所

- ③ その他の改定
- ・ フレックスタイム制度を新設する。
  - ・ 自宅等で一定期間以上継続して1箇月あたり10日を超えて勤務する職員に対して支給する在宅勤務等手当を新設する。
  - ・ 小学校就学の始期から小学3年生までの子を養育するための子育て部分休暇を新設する。
  - ・ 配偶者の扶養手当を廃止し、子に係る支給月額を1人につき13,000円 (現行10,000円) とする。

- 施行期日 規則で定める日、令和7年4月1日

第15号 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案

- 知事部局等の職員との均衡を考慮して、扶養手当等について、所要の改定を行うもの。  
 (主な改正内容)
  - ・ 自宅等で一定期間以上継続して1箇月あたり10日を超えて勤務する職員に対して支給する在宅勤務等手当を新設する。
  - ・ 配偶者の扶養手当を廃止する。
  
- 施行期日 令和7年4月1日

第16号 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案

- 本年度の人事委員会勧告の趣旨に基づき一般職の職員の期末・勤勉手当の改定を行う状況等を踏まえ、知事等の受ける期末手当の支給割合の改定を行うもの。

区 分	6月	12月	計
現 行	170/100	170/100	340/100
令和6年度	170/100	<u>175/100</u>	<u>345/100</u>
令和7年度以降	<u>172.5/100</u>	<u>172.5/100</u>	<u>345/100</u>

※下線部が改定箇所

- 施行期日 規則で定める日、令和7年4月1日

第17号 香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例議案

- 知事等の受ける期末手当の支給割合の改定等を踏まえ、議会の議員の受ける期末手当の支給割合の改定を行うもの。

区 分	6月	12月	計
現 行	170/100	170/100	340/100
令和6年度	170/100	<u>175/100</u>	<u>345/100</u>
令和7年度以降	<u>172.5/100</u>	<u>172.5/100</u>	<u>345/100</u>

※下線部が改定箇所

- 施行期日 規則で定める日、令和7年4月1日

別表 1

## 令和 6 年度 11 月 追加補正予算総括表

一般会計（第 11 号議案）

（単位：千円）

区分 部局	現計予算額	補正予算額	左 の 財 源 内 訳										補 正 後 予 算 額	
			分担金 負担金	使用料 手数料	国 庫 支出金	財産収入	寄附金	繰入金	繰越金	諸収入	県債	一般財源		
政 策	77,069,450													77,069,450
総 務	81,011,667	15,540			15,540									81,027,207
危機管理総局	1,777,416	400,517			400,517									2,177,933
環 境 森 林	4,592,521	103,937			58,399			10,538			35,000			4,696,458
健 康 福 祉	86,952,042	1,038,865			1,038,865									87,990,907
商 工 労 働	45,328,433	2,187,706			2,187,706									47,516,139
交 流 推 進	5,649,614	380,380			380,380									6,029,994
農 政 水 産	21,338,057	3,545,062	262,671		2,472,270			93,121			717,000			24,883,119
土 木	44,908,978	12,516,428	256,190		6,106,043			135,388		111,807	5,907,000			57,425,406
警 察 本 部	26,433,231													26,433,231
教 育 委 員 会	103,297,534													103,297,534
議会、出納局、 各種委員会	1,752,156													1,752,156
合 計	500,111,099	20,188,435	518,861		12,659,720			239,047		111,807	6,659,000			520,299,534



## 追加補正予算主要事業の概要

(一般会計)

### 【国の総合経済対策に呼応する補正】

(単位：千円)

	項目・事業名	補正予算額	説 明								
	<b>I 物価高騰対策</b>	<b>5,156,218</b>									
1	ひとり親世帯生活支援特別給付金	260,000	<p>物価高騰等で厳しい状況にある低所得のひとり親世帯に対し、県独自の特別給付金を支給するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：①児童扶養手当受給者           ②家計急変者 など</li> <li>・給付額：児童1人当たり2万円</li> </ul>								
2	LPガス料金高騰対策事業	400,517	<p>LPガスの料金高騰により影響を受けている県民、県内事業者の負担を軽減するため、LPガス販売事業者を通じて、値引きによる支援を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援額：(家庭向け) 1世帯当たり 1,500円 (事業者向け) 1事業者当たり 使用量に応じた定額支援</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">月使用量</th> <th style="width: 40%;">支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 m<sup>3</sup>未満</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>50 m<sup>3</sup>以上300 m<sup>3</sup>未満</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>300 m<sup>3</sup>以上</td> <td>22,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">※令和6年8月～10月、令和7年1月～3月分の支援相当額</p>	月使用量	支援額	50 m <sup>3</sup> 未満	1,500円	50 m <sup>3</sup> 以上300 m <sup>3</sup> 未満	7,500円	300 m <sup>3</sup> 以上	22,500円
月使用量	支援額										
50 m <sup>3</sup> 未満	1,500円										
50 m <sup>3</sup> 以上300 m <sup>3</sup> 未満	7,500円										
300 m <sup>3</sup> 以上	22,500円										

	項目・事業名	補正予算額	説明						
3	特別高圧電気料金高騰対策事業	70,706	<p>電気料金高騰の影響を受けている特別高圧契約で受電する中小企業等の負担を軽減するため、電気料金の一部を助成するもの。</p> <p>・助成額：</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">令和6年8月～9月分</td> <td style="text-align: right;">2.0円/kWh</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">令和6年10月・令和7年1月～2月分</td> <td style="text-align: right;">1.3円/kWh</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">令和7年3月分</td> <td style="text-align: right;">0.7円/kWh</td> </tr> </table>	令和6年8月～9月分	2.0円/kWh	令和6年10月・令和7年1月～2月分	1.3円/kWh	令和7年3月分	0.7円/kWh
令和6年8月～9月分	2.0円/kWh								
令和6年10月・令和7年1月～2月分	1.3円/kWh								
令和7年3月分	0.7円/kWh								
4	事業者の未来への投資を応援する総合補助金	2,117,000	<p>物価高騰等による影響を乗り越え、生産性向上等につなげるため、県内事業者が創意工夫を凝らして取り組む設備投資に対して、幅広く補助金を交付し、支援するもの。</p> <p>・補助対象者：県内中小企業等</p> <p>・補助対象経費：売上増につながる新事業展開、事業分野拡大に必要な設備投資 生産性向上につながる設備投資</p> <p>・補助率：3/4</p> <p>・補助上限額：100万円</p> <p style="padding-left: 40px;">※補助対象経費合計が25万円以上の事業が対象</p>						

5	医療・福祉施設応援金事業	778,865	<p>物価高騰による経費の増加分を公定価格等により利用者に転嫁できない中であつても、サービスを維持しながら運営を続けている医療・福祉施設に対し、応援金を支給するもの。</p> <p>(医療施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院：(72万円+病床数×5千円)／施設</li> <li>・有床診療所：36万円／施設</li> <li>・無床診療所(医科・歯科)：18万円／施設</li> <li>・訪問看護ステーション、助産所：10万円／施設</li> <li>・薬局、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科技工所：5万円／施設</li> </ul> <p>(福祉施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護、障害福祉、児童福祉施設等(入所施設)：36万円／施設</li> <li>・グループホーム等居住施設：18万円／施設</li> <li>・介護、障害福祉、児童福祉施設等(通所施設)：12万円／施設</li> <li>・介護、障害訪問・相談事業所：10万円／施設</li> <li>・委託里親、子ども食堂：5万円／施設</li> </ul>
6	私立学校応援金事業	15,540	<p>物価高騰により経費が増加する中で、教育活動を継続している私立中学校、高等学校、専修学校、各種学校に対し、応援金を支給するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒数500人以上：72万円／学校</li> <li>・生徒数100～499人：36万円／学校</li> <li>・生徒数1～99人：10万円／学校</li> </ul>

	項目・事業名	補正予算額	説明
7	木材等搬出経費高騰対策事業	1,200	<p>燃油価格等の高騰により、林業従事者の生産活動における経費負担が増大しているため、伐採した木材の搬出経費の一部を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助単価：運搬距離20km未満 300円/m<sup>3</sup></li> <li style="padding-left: 2em;">運搬距離20km以上 600円/m<sup>3</sup></li> </ul>
8	貨物自動車運送業支援事業	380,380	<p>燃油価格高騰により、物流の基幹的役割を担う貨物自動車運送事業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、安全で安定した貨物輸送の維持を図るため、支援金を支給するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通貨物自動車：3万円/台</li> <li>・小型貨物自動車：2万円/台</li> <li>・軽貨物自動車：1万円/台</li> </ul>
9	配合飼料価格等高騰緊急支援事業	1,001,060	<p>配合飼料価格等の高騰により、経営が厳しい状況にある畜産農家に対して、畜産経営の維持を図るため、飼料購入経費の一部を助成するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配合飼料補助：2,500円/t</li> <li>・粗飼料補助：乳用牛 18,000円/頭</li> <li style="padding-left: 2em;">繁殖牛 9,000円/頭</li> <li style="padding-left: 2em;">肥育牛 3,600円/頭</li> </ul>

10	漁業経営セーフティーネット加入促進支援事業	130,950	<p>飼料価格高騰に対応するため、県内の養殖業者が、国が構築する漁業経営セーフティーネット（養殖用配合飼料）に加入する際に、必要となる養殖業者負担分の一部を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象：「漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）」に加入する養殖業者</li> <li>・補助額：養殖業者の積立金の1/2</li> </ul>
<b>II 防災・減災、国土強靱化の推進</b>		<b>14,800,907</b>	
1	造林・治山関係	73,087	<p>①造林事業 間伐、植栽等の森林整備に対して補助するもの。（県内一円）</p> <p>②治山事業 荒廃溪流の侵食や崩壊を防止するため、治山ダムを整備するもの。 （さぬき市寒川町石田東字板ノ尾）</p>
2	土地改良関係	2,171,252	<p>①県営地すべり対策事業 県が管理する地すべり防止区域において、地すべり防止施設を整備するもの。 （四海第三期地区）</p> <p>②経営体育成基盤整備事業 経営体の育成を図りながら生産基盤整備を行うもの。（田中北部地区 外）</p> <p>③県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 老朽化した農業用排水施設の機能保全対策を実施するもの。 （満濃池幹線2期地区）</p>

項目・事業名	補正予算額	説明
		<p>④ 県営ため池等整備事業（一般型） 老朽ため池の堤防決壊、災害発生を未然に防止するもの。（坂折池 外）</p> <p>⑤ 県営ため池等整備事業（地域ため池総合整備事業） 地域に所在する複数のため池を対象に一体的に整備を行うもの。（長尾地区 外）</p> <p>⑥ 県営ため池緊急防災対策事業（耐震性点検調査） 耐震性が不明なため池の耐震性を調査するもの。</p> <p>⑦ ため池保全管理センター支援事業 下流に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池の劣化状況を調査するもの。</p> <p>⑧ ため池監視・管理体制強化事業 決壊等による災害の未然防止を図るため、ため池管理者等が遠隔監視を行う水位計や監視カメラの導入を支援するもの。（高松市地区 外）</p> <p>⑨ 中山間地域総合整備事業 中山間地域の特色を活かした総合的な整備を実施するもの。（植田地区 外）</p> <p>⑩ 農業体質強化基盤整備促進事業 市町等が実施する小規模な農業生産基盤整備へ支援するもの。（前池導水路 外）</p>
3 漁港関係	40,140	<p>① 市町離島特定漁港漁場整備事業 漁港及び漁場を総合的に整備するもの。（伊吹漁港）</p> <p>② 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設の長寿命化を図るもの。（庵治漁港）</p>

4	道路関係	5,344,913	<p>①道路改築事業 高規格道路において道路改良を実施するもの。(円座香南線)</p> <p>②道路整備交付金事業 主要幹線道路等において道路改良等を行うもの。 (国道438号、観音寺佐野線 外66箇所)</p> <p>③道路メンテナンス事業 道路施設の老朽化対策工事を行うもの。 (観音寺池田線、国道377号 外56箇所)</p> <p>④道路環境改善事業 交通安全のため、歩道等の交通安全施設等の整備を行うもの及び快適な道路空間の改善のため、電線共同溝等の整備を行うもの。 (高松王越坂出線、土庄福田線 外29箇所)</p> <p>⑤道路災害防除事業 道路上の土砂災害の発生等を防止するための対策工事を行うもの。 (志度山川線、粉所西中徳線、志度小田津田線)</p> <p>⑥直轄国道改築費負担金 国が実施する道路改築工事等費用について負担するもの。 (国道11号大内白鳥バイパス等)</p>
5	河川砂防関係	5,144,890	<p>①広域河川改修事業 護岸工事など河川の整備工事を行うもの。(本津川 外7河川)</p> <p>②津波等対策河川事業 地震・津波対策に伴う護岸工事等を行うもの。(相引川 外3河川)</p> <p>③総合流域防災河川事業 河川の拡幅に伴う護岸工事等を行うもの。(一の谷川 外2河川)</p>

項目・事業名	補正予算額	説明
		<p>④河川管理施設修繕事業 河道掘削を行うもの。(綾川 外9河川)</p> <p>⑤河川メンテナンス事業 河川管理施設の老朽化対策工事を行うもの。(相引川 外21河川)</p> <p>⑥ダム開発事業 ダム整備を行うもの。(長柄ダム、五名ダム)</p> <p>⑦ダムメンテナンス事業 ダム管理施設の老朽化対策工事を行うもの。(吉田ダム 外4ダム)</p> <p>⑧砂防事業 砂防堰堤等の整備を行うもの。(東大谷南川 外28箇所)</p> <p>⑨地すべり対策事業 地すべりの発生防止のための対策工を行うもの。(唐櫃地区)</p> <p>⑩総合流域防災砂防事業 土砂災害警戒区域等の看板設置工事及び土砂洪水氾濫対策の検討を行うもの。 (県内一円)</p> <p>⑪急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地における崩壊防止のための対策工を行うもの。(桃山地区 外3箇所)</p> <p>⑫津波等対策海岸事業 地震・津波対策に伴う水門工事を行うもの。(白方海岸)</p> <p>⑬直轄河川改修費負担金 国が実施する河川改修工事費用について負担するもの。(土器川)</p>

6	港湾関係	1,210,575	<p>①津波等対策港湾海岸事業 地震・津波対策に伴う護岸工事等を行うもの。(高松港海岸 外11港海岸)</p> <p>②港湾メンテナンス事業 港湾施設の老朽化対策工事を行うもの。(大部港)</p> <p>③海岸メンテナンス事業 海岸保全施設の老朽化対策工事を行うもの。(志度港海岸)</p> <p>④直轄港湾改修費負担金 国が実施する港湾改修工事費用について負担するもの。(高松港朝日地区)</p>
7	都市計画関係	816,000	<p>①街路整備交付金事業 街路の整備を行うもの。(柞田川右岸線)</p> <p>②街路環境改善事業 街路の無電柱化を行うもの。(丸亀駅原田線、福岡三谷線)</p> <p>③サンポート高松地区都市再生整備事業 都市再生整備を行うもの。(サンポート高松地区)</p>
8	下水道関係	50	<p>①流域下水道事業補助金 流域下水道事業(企業会計)が実施する、下水道施設の耐震補強に係る経費を補助するもの。</p>

項目・事業名		補正予算額	説明
<b>Ⅲ その他の補正</b>		<b>231,310</b>	
1	花粉の少ない苗木の生産拡大事業	1,450	<p>花粉症対策として、花粉の少ないスギ・ヒノキの苗木の種子の安定供給を図るため、森林センターの採種園の造成を行うとともに、先進地調査等を実施するもの。</p> <p>(国10/10)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少花粉原種苗木植栽のための採種園造成に要する経費</li> <li>・少花粉品種の増産に向けた調査等に要する経費</li> </ul>
2	地籍調査事業	201,660	<p>国土調査法に基づき、社会資本整備等の基盤となる地籍の明確化を図るため、市町において実施する地籍調査の経費の一部を負担するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担割合：国1/2、県1/4、市町1/4</li> </ul>
3	公園施設等の国際化等整備事業	28,200	<p>国の交付金を活用し、瀬戸内海国立公園（御殿山園地、屋島園地 外）における防護柵の改修等を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国1/2</li> </ul>

(企業会計)

(単位：千円)

会 計 名		補正予算額	説 明
流域 下水道 事業	資本的支出	136,000	○建設改良費 136,000 (現計 1,612,209)
	計	136,000	
合 計		136,000	

別表 2

繰越明許費

(一般会計) 追加 5,847,245千円(27件) 変更 15,348,201千円(21件) 総額 25,986,497千円(71件)

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	繰越明許費	
			補正前	補正後
追加	造林事業(国補)	30,037		30,037
追加	治山事業	43,050		43,050
追加	事業者の未来への投資を応援する 総合補助金	2,117,000		2,115,900
追加	特別高圧電気料金高騰対策事業	70,706		70,706
追加	県営地すべり対策事業 (離島分)	11,550		11,550
追加	経営体育成基盤整備事業	484,764		484,764
追加	県営基幹水利施設 ストックマネジメント事業	100,430		100,430
追加	県営ため池等整備事業 (一般型)	165,690		165,690
追加	県営ため池等整備事業 (地域ため池総合整備事業)	1,223,670		1,223,670
追加	県営ため池緊急防災対策事業 (耐震性点検調査)	23,058		23,058
追加	ため池保全管理センター支援事業	23,500		23,500
追加	ため池監視・管理体制強化事業	62,430		62,430
追加	中山間地域総合整備事業	49,810		49,810
追加	団体営土地改良事業	26,350		26,350

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	繰越明許費	
			補正前	補正後
追加	市町離島特定漁港漁場整備事業	6,300		6,300
追加	水産物供給基盤整備事業	33,840		33,840
変更	離島道路整備交付金事業	453,240	26,000	228,000
変更	離島道路メンテナンス事業	136,790	12,560	136,790
変更	離島道路環境改善事業	895,409	345,898	737,677
変更	道路メンテナンス事業	2,815,480	368,768	1,592,888
変更	道路災害防除事業	550,600	286,649	433,099
変更	道路改築事業	3,131,115	412,638	867,138
変更	道路環境改善事業	3,027,427	774,762	2,028,879
変更	道路整備交付金事業	3,075,991	594,675	1,912,725
変更	離島砂防事業	563,220	56,700	417,270
追加	離島地すべり対策事業	25,450		20,200
追加	離島ダムメンテナンス事業	229,740		202,440
変更	離島急傾斜地崩壊対策事業	129,250	15,700	64,100

追加	離島津波等対策河川事業	82,830		30,330
変更	広域河川改修事業	1,738,142	417,515	1,168,675
変更	津波等対策河川事業	693,570	239,400	466,870
変更	総合流域防災河川事業	543,700	73,400	200,060
変更	河川メンテナンス事業	340,140	58,800	329,640
追加	河川管理施設修繕事業	378,090		378,090
変更	綾川治水ダム建設事業	1,307,000	130,710	706,710
変更	湊川総合開発事業	1,136,000	70,600	616,600
追加	ダムメンテナンス事業	113,900		40,400
変更	砂防事業	2,148,800	187,750	1,543,280
追加	総合流域防災砂防事業	83,550		30,000
追加	急傾斜地崩壊対策事業	122,190		42,390
追加	津波等対策海岸事業	208,510		38,410
追加	離島津波等対策港湾海岸事業	450,100		234,000
変更	離島港湾メンテナンス事業	205,000	39,900	112,600
変更	津波等対策港湾海岸事業	1,509,501	657,200	1,186,600
追加	海岸メンテナンス事業	16,500		6,000
追加	サンポート高松地区都市再生整備事業	851,200		353,900

変更	街路環境改善事業	222,400	68,000	138,700
変更	街路整備交付金事業	1,293,339	68,500	459,900
	計	32,874,199	4,906,125	21,119,286

別表 3

債 務 負 担 行 為

一般会計（第 1 号議案）

（単位：千円）

区 分	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
追 加	経営体育成基盤整備事業 （田中北部地区、小原地区、下高瀬地 区、下高野地区）			令和 7 年度	189,000
追 加	砂防事業 （平岡西川）			令和 7 年度から 令和 9 年度まで	130,000
追 加	砂防事業 （枇杷の木谷川）			令和 7 年度から 令和 8 年度まで	65,000
追 加	津波等対策海岸事業 （白方海岸）			令和 7 年度	62,000
変 更	離島ダムメンテナンス事業 （粟地ダム）	令和 7 年度	180,000	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	140,000